

# 社会・援護局関係主管課長会議資料

平成29年3月2日（木）

福祉基盤課福祉人材確保対策室

# 目 次

## 重点事項

第1 福祉・介護人材確保対策について	
1 福祉・介護人材確保対策の推進	1
2 離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について	6
3 都道府県における介護人材の需給推計について	7
4 介護福祉士資格について	8
5 その他の福祉・介護人材確保の推進	10
第2 外国人介護人材の受入れについて	
1 EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて	12
2 介護福祉士資格を取得した留学生への在留資格付与について	13
3 技能実習制度への介護職種の追加について	14

## 連絡事項

1 「介護離職ゼロ」に向けた介護人材の確保対策について	15
2 外国人介護人材の受入れについて	25

## 参考資料

1 都道府県福祉人材センター事業実施状況	32
2 都道府県福祉人材センター・バンクにおけるハローワークとの連携状況	46
3 福利厚生センター関係資料	47
4 日本社会事業大学関係資料	51
5 中央福祉学院 平成29年度社会福祉研修実施計画	53
6 国立保健医療科学院において実施する研修(平成29年度(案))	55

# 第1 福祉・介護人材確保対策について

## 1 福祉・介護人材確保対策の推進

### ① 2020年代初頭に向けた介護人材確保の方向性

2014（平成26）年度に、都道府県の御協力のもと実施した介護人材の需給推計において、団塊の世代が全て75歳以上となる2025（平成37）年には約38万人の介護人材が不足すると見込まれており、介護人材を量と質の両面から確保するため、国と地域の二人三脚で取り組んでいる。

さらに、政府として新たに掲げた「介護離職ゼロ」の実現に向け、介護人材の需給推計において、2020（平成32）年に不足すると見込まれている約20万人の介護人材に加え、一定の仮定をおいた試算を行ったところ、約12万人分の介護サービス基盤の上乗せ・前倒し整備に伴い追加的に必要となると見込まれる約5万人の介護人材を合わせた、約25万人の介護人材を2020年代初頭に向けて確保するため、平成27年度補正予算等において、追加的・緊急的に必要となる施策を講じたところであるが、平成28年度第2次補正予算及び平成29年度予算案においても、「離職した介護人材の呼び戻し」、「新規参入促進」、「離職防止・定着促進」の3つの視点で対策を進めていくため、必要な予算を計上しているところである。

各都道府県におかれては、引き続き、介護福祉士修学資金等貸付制度や地域医療介護総合確保基金などを活用することにより、あらゆる施策を総動員し、総合的・計画的に取り組んでいただきたい。

### ② 介護福祉士修学資金等貸付制度について

#### ア 介護福祉士修学資金等貸付制度の着実な実施

介護福祉士修学資金等貸付制度については、平成27年度補正予算において、

- ・ 介護職としての知識や経験を有する即戦力として期待される介護人材の呼び戻しを促進するため、離職した介護人材に対する再就職準備金（上限20万円。介護職員として2年間勤務した場合、返還を免除）の貸付事業の創設や、
- ・ 介護職を目指す学生の増加を図るとともに、卒業後の介護現場への就労・定

着を促進するため、介護福祉士修学資金の貸付原資の確保や新たな貸付メニュー（国家試験受験見込者への国家試験受験対策費用）の追加、などの制度の大幅な拡充を行い、各都道府県に財源を配分したところである。

本事業は、一億総活躍社会の実現に向けて、「新・三本の矢」の第三の矢である「安心につながる社会保障」として新たに掲げた「介護離職ゼロ」に直結する特に緊急対応が求められる施策として位置付けられていることから、各都道府県においては、実施主体である都道府県社会福祉協議会等と緊密に連携を図り、貸付計画の適切な進捗管理を行う等により迅速かつ着実に事業を実施し、介護人材の確保に積極的に取り組んでいただきたい。

## イ 平成 28 年度第二次補正予算における再就職準備金貸付事業の拡充

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）及び「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）に基づき、一億総活躍社会の実現を加速するため、平成 28 年度第二次補正予算において、大都市、被災地等の人材確保が特に困難な地域において、いったん仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の再就職準備金貸付制度の活用を図るため、

- ・ 再就職準備金の貸付額の倍増（貸付上限額 20 万円→40 万円）
- ・ 貸付対象者の要件緩和（当該都道府県に住民登録している者だけでなく、当該都道府県で就労する者にも貸付が可能となるよう見直し）

を内容とする再就職準備金貸付事業の拡充（10 億円）が盛り込まれた。

今回の拡充措置のうち、貸付額の倍増については、平成 28 年 4 月の介護職種の有効求人倍率が 3 以上の都府県及び東日本大震災等の被災県、要件緩和については全国の都道府県を対象として実施することとしたので、これにより、再就職支援の取組を更に加速化されたい。

再就職準備金貸付事業については、都道府県福祉人材センターが実施する離職した介護人材の届出事業と有機的な連携を図り、積極的な周知広報を行うなど、本事業を活用した潜在介護人材の呼び戻しを強力に推進していただきたい。

### ③ 地域医療介護総合確保基金等を活用した都道府県の取組の推進

#### ア 地域医療介護総合確保基金における新規メニューの創設について

平成 27 年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところである。

平成 29 年度予算案においても、90 億円（公費）を確保し、引き続き都道府県の多様な取組を支援することとしている。

また、平成 28 年 3 月 31 日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」の附帯決議において、「将来的に福祉職、介護職に就く人材を増やすべく、現在中学・高校教育における福祉及び介護に関わるインターンシップの体験率が必ずしも高くない状況も勘案し、関係府省と連携して、福祉及び介護に関わる基礎的理解と経験が得られるよう努めること。」と決議されたことを踏まえ、平成 29 年度においては、介護事業所における学生のインターンシップ等の実施を促進するため、地域医療介護総合確保基金に、インターンシップ等に参加する学生に対する事業所までの交通費や、インターンシップ等に参加する学生のための保険料などの助成に関するメニューを追加することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

さらに、介護や介護の仕事の理解促進を図るためには、介護に関する図書やパンフレット等の情報発信ツールの活用が不可欠であることから、地域医療介護総合確保基金において、それらの情報発信ツールの作成・購入・配付等に係る費用の助成が可能である旨を明示することとしているので、ご承知おき願いたい。

#### イ 地域の関係主体の協議の場（プラットフォーム）の活用について

福祉・介護人材の確保に向けて、地域医療介護総合確保基金等を活用した事業を、より一層、実効性あるものとするためには、個々の事業・セクション・主体の連携を図り、それぞれの関係主体が方向感と目標を共有し、取組を進めることが重要である。

また、取組を進めるにあたっては、都道府県ごとに中期的な施策の方向性、定量的な目標を明確にすることにより、P D C Aサイクルを確立していただくことが重要である。目標設定に当たっての指標については、基本的な事項について、全国統一的に設定し、昨年、各都道府県から目標の設定状況についてご報告いただいたところであるが、今後、目標の達成状況と平成 29 年度の目標設定について報告をお願いする予定でいるので、ご承知おき願いたい。

都道府県ごとの目標設定等に当たっては、地域の多様な関係主体との連携を図るため、都道府県ごとに地域医療介護総合確保基金等を活用して設置している協議の場（プラットフォーム）を積極的に活用いただき、都道府県労働局や介護労働安定センターなどの労働関係機関、教育委員会や学校などの教育関係機関に加え、地域の経済団体や企業等にも広く参加を求めていただき、地域が一丸となって、効果的・効率的に人材の確保に取り組んでいただくようお願いしたい。

#### **ウ 地域の介護等事業者の経営労務管理の連携の推進について**

平成 28 年度予算において、地域の介護等事業者の経営労務管理等の優良事例の分析・検証のほか、人材育成の共同実施や人材交流等を通じ、職員処遇に関する好事例の横展開を図るとともに、当該取組を推進するための事業を行ったところであるが、平成 29 年度においても、引き続き事業を実施し、事例の収集を行うこととしている。（定額補助：1自治体当たり 500 万円程度を補助。平成 29 年度予算案：0.5 億円）

#### **④ 被災地における福祉・介護人材の確保**

福島県相双地域等（※）は、平成 23 年 3 月の東日本大震災による甚大な被害や東京電力福島第一原子力発電所事故により、介護人材を含む多くの住民が避難を余儀なくされており、それを背景とした深刻な福祉・介護人材不足が続いている状況である。

※ 相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村）並びにいわき市及び田村市

このため、平成 26 年度予算において、広域的な人材確保を図るため「被災地に

おける福祉・介護人材確保事業」を創設し、福島県外から相双地域等の福祉・介護に従事しようとする者に対する奨学金の貸与（一定期間従事した場合に返還免除）や住まいの確保を支援してきたところ。

しかしながら、相双地域等における介護分野の有効求人倍率は、震災前の有効求人倍率を大きく上回っている状況が続いており、また、平成 28 年 6 月には葛尾村及び川内村、7 月には南相馬市の避難指示解除準備区域等の解除が行われ、今後、平成 29 年 3 月 31 日には、飯舘村及び川俣町において避難指示解除準備区域等の解除が決定していることから、住民の帰還を進めていく上で、介護サービスの提供体制を整える必要があり、福祉・介護人材需要の更なる高まりが予想されているため、平成 29 年度においても東日本大震災復興特別会計に 0.9 億円を計上し、引き続き相双地域等における福祉・介護人材確保に取り組むこととしている。

本事業をより多くの方にご活用いただくためには、福島県外の方に本事業を積極的に広報し、多くの方に知っていただくことが重要であることから、各都道府県におかれては、当該事業について管内市町村や関係団体等に幅広く周知いただくなど、取組へのご協力を引き続きお願いしたい。

## ⑤ 喀痰吸引等制度の円滑な実施について

平成 24 年 4 月より実施されている介護職員等による喀痰吸引等の実施については、引き続き適切かつ安全な体制の中で実施されるよう、喀痰吸引等研修の実施、喀痰吸引等を行う事業所や登録研修機関の登録及び管理等について徹底されたい。

平成 28 年度から、介護福祉士の業務として喀痰吸引等が位置付けられ、介護福祉士資格の指定登録機関である公益財団法人社会福祉振興・試験センターに実地研修を修了した行為を登録することにより、介護福祉士の業務として喀痰吸引等を実施することが可能となったところであるが、3 月 28 日に発表が予定されている第 29 回介護福祉士国家試験の合格者及び今年度の介護福祉士養成施設卒業者から、介護福祉士の養成課程で医療的ケア（喀痰吸引等）を学習することが必須となったため、介護福祉士の業務として喀痰吸引等を実施する者が増加することが想定される。

介護福祉士として喀痰吸引等を実施するためには、必ず実地研修を修了して登録することが必要となるが、介護事業所等において実地研修を行う場合や、実地研修を修了した介護福祉士に喀痰吸引等を行わせる場合は、従来、認定特定行為業務従事者に特定行為を行わせる場合の「登録特定行為事業者」の登録（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条）とは別に、「登録喀痰吸引等事業者」の登録（同法第48条の3）が必要となるので、ご了知の上、適切な登録管理をお願いしたい。

また、各都道府県が行う喀痰吸引等研修については、地域医療介護総合確保基金の活用により、喀痰吸引等研修の実施のための経費に対する補助や、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に対する助成が可能であり、2025年に向けた医療的ニーズに対応するため急務である、喀痰吸引等を実施することができる介護人材の養成推進のため、喀痰吸引等研修の受講を希望する者に対する研修機会の確保について、都道府県及び登録研修機関における研修実施体制の整備・構築を図るよう、引き続きご尽力願いたい。

## 2 離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について

平成28年3月31日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」において、平成29年4月から、離職した介護福祉士には、住所、氏名等を都道府県福祉人材センターに届け出るよう努力義務が課せられる。また、社会福祉事業等の経営者には、当該届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力義務が課せられる。

当該届出制度については、離職した介護福祉士の再就業を促進するため、その所在等を明らかにし、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士について、都道府県福祉人材センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務としたものであり、平成28年度において、円滑な届出の実施や離職した介護福祉士に対するニーズに沿ったプッシュ型での情報提供を行うための届出システムを構築し、平成29年4月から稼働することとなっている。

当該届出システムにおいては、介護福祉士だけでなく、介護職員初任者研修や介護実務者研修等の研修修了者であっても届出を受け付けられるようになっていることか



ら、各都道府県においては、当該届出について、管内の関係団体や社会福祉事業等を実施する事業者等への周知徹底をお願いしたい。

なお、届出システムについては、離職した介護福祉士等の潜在介護人材の把握や再就業支援に活用するのみならず、災害時において、登録されている方に支援を呼びかけることにより、介護人材不足に直面している介護施設等への人材確保支援にも活用しうることから、都道府県と都道府県福祉人材センターが協力し、市区町村や管内の関係団体等とよく連携をとりながら、積極的に登録の推進を図られたい。

### 3 都道府県における介護人材の需給推計について

介護人材の需給推計については、各都道府県のご協力をいただき、平成 27 年 6 月に確定値を公表したところである。介護人材の需給推計については、介護保険事業支援計画等の策定にあたり基本的な事項を定めた国の基本指針において、平成 37 年度に都道府県において必要となる介護人材の需給推計を実施し、中長期的な視野をもって人材の確保に向けた取組を定めることが重要と示されていることを踏まえ、各都道府県の介護保険事業支援計画に推計結果を記載いただいているものと認識している。

今後、各都道府県においては、第 7 期介護保険事業支援計画を策定していくにあたり、介護人材の需要と供給について、推計をし直す必要が出てくることから、4 月以降、厚生労働省から各都道府県に対し、需給推計に必要なワークシートや介護人材需給推計ワークシート活用の手引きを提供するとともに、需給推計の結果を提出いただくようお願いする予定でいるので、前回の需給推計の際に用いたデータや推計方法について事前の確認をお願いしたい。

なお、需給推計に必要なデータを収集する場合、当該データの収集は、需給推計後の介護人材の確保・定着に向けた効果的な対策を検討する上でも必要となることから、データの収集にかかる経費については、地域医療介護総合確保基金の「介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置等）」の対象とすることが可能であるため、需給推計の精度を高めていく観点からも積極的に取り組まれない。

## 4 介護福祉士資格について

介護人材の中核的な役割を期待される介護福祉士の資質の向上、更には、その社会的評価の向上を図る観点から、平成28年3月31日に公布された「社会福祉法等の一部を改正する法律」により、平成29年度から介護福祉士養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入する等の改正が行われた。

なお、介護福祉士に求められる役割など、介護人材が担う機能やキャリアパスのあり方について、現在、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において議論されているところであり、今後、この専門委員会の議論を元に、介護人材確保のあり方の方向性に対応すべく、現行の教育カリキュラムの改正等に着手することを予定している。

### ① 3年の実務経験により受験する場合の実務者研修の義務付けについて

#### ア 働きながら介護福祉士取得を目指す介護人材への支援の推進

実務経験ルートにおける介護福祉士国家試験の受験資格については、従来からの要件である3年以上の実務経験に加え、平成28年度から、実務経験だけでは十分に修得できない体系的な知識・技術を修得するための実務者研修の修了が新たな要件として追加され、本年1月に実施された国家試験から予定どおり施行されたところである。

この実務者研修の受講については、従前から、①受講時間の短縮（600→450時間）、②既に履修した科目の読み替えができる仕組みの導入、③通信課程の活用等、働きながらでも研修を受講しやすいよう負担軽減策を実施しているほか、実務経験ルートから介護福祉士資格の取得を目指す受験者を支援するため、

- ・ 実務者研修の受講費用について、介護福祉士になった後2年間介護現場で従事した場合に返還を免除する受講費用の貸付事業（20万円を貸付。介護福祉士修学資金等貸付事業の内数）や、
- ・ 介護事業所等において、職員が実務者研修を受講する際の代替職員を雇い上げる経費に対する補助（地域医療介護総合確保基金の内数）などにより、実務者研修を受講しやすい環境整備を図っているところである。

こうした実務者研修の受講支援は、介護現場で働く介護人材のキャリアアップ

を推進する観点から、更なる普及を図る必要があると考えており、介護現場のニーズも高い事業であると考えられるため、各都道府県におかれては、積極的な取組をお願いしたい。特に、現在これらの事業を実施していない又は実績が上がっていない都道府県におかれては、あらためて、実施を強くお願いしたい。

## イ 介護事業所及び実務者研修事業者が廃業した場合の証明書類の取扱い

介護福祉士国家試験における実務経験の確認方法については、実務経験証明書により行うものとされているところであるが、事業所の廃止や統廃合等により、受験希望者が実務経験証明書を入手することができない事例が発生しているところである。このような事例については、介護福祉士試験の指定試験機関である公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」という。）において、従前より、受験申込者から①施設（事業）種類、②職種、③従業期間、④業務従事日数が確認できる書類（閉鎖登録簿謄本、給与明細書、雇用契約書、勤務表等）により、実務経験の確認を行っているが、本来は実務経験証明書により行うものであるため、従業者の離職（退職・事業者の廃業）時に、従業者に対し法定の「在職証明書」に加え、国家試験受験の際に必要な所定の実務経験証明書の交付についてご協力をいただけるよう、管内社会福祉施設・事業所等に対してあらためて周知をお願いしたい。なお、試験センターのホームページ上で、所定の実務経験証明書の作成や書式の印刷が可能となっているので、併せて周知をお願いしたい。

また、実務者研修の指定事業者についても、これらが廃業した場合など、研修の修了を証することが困難となり、受験希望者に不利益が生じることがあるため、研修修了者情報の管理について適切な方策を講じていただくようお願いする。

## ② 介護福祉士養成施設の卒業生に対する国家試験の義務付けについて

現在、介護福祉士養成施設の卒業生は、その卒業をもって介護福祉士となることのできるものとされているが、介護福祉士の資質や社会的評価の向上等の観点から、平成 29 年度より、養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家

試験の義務付けの漸進的な導入を図ることとしている。

具体的には、平成 29 年度から、養成施設卒業者も介護福祉士の資格を取得するために国家試験の合格が必要となるが、平成 29 年度卒から平成 33 年度卒までの養成施設卒業者（以下「特例対象者」という。）については、国家試験に合格しなくても、卒業年度の翌年度から 5 年の間は介護福祉士となる資格を有する者とする経過措置を設けている。

この経過措置については、特例対象者であって、育児休業、介護休業その他これらに準ずる休業（育児休業に後続する休業、介護休業に後続する休業、災害、疾病その他やむを得ない理由による休業）をしたものについては、5 年に休業の期間を加えた期間は介護福祉士の資格を有する者とするとしている。

なお、特例対象者に係る取扱いの詳細については、今後、別途お示しすることとしている。

## 5 その他の福祉・介護人材確保の推進

### ① 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者・その家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、平成 20 年 7 月に、毎年 11 月 11 日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後二週間（11 月 4 日から 11 月 17 日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

各都道府県におかれては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくよう、ご協力願いたい。

### ② 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行

っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

## ア 専門職大学院について

日本社会事業大学専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

同大学院では、複雑化・多様化する自治体の福祉行政の核を担う人材を養成するため、平成26年度より「地方公共団体推薦入学試験」を設置しているため、各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

### ○専門職大学院 福祉マネジメント研究科

平成29年度入学試験は、以下のとおり実施することとしている。その詳細については、日本社会事業大学にお問い合わせ願いたい。（TEL 042-496-3000）

#### 地方公共団体推薦入学試験

入学試験日	出願期間
平成29年3月19日（日）	平成29年2月28日（火）～3月10日（金）

## イ 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス（東京都清瀬市）及び文京キャンパス（東京都文京区）において、福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「スキルアップ講座」を実施している。各都道府県等におかれては、職員の派遣方についてお願いするとともに、管内の市町村及び関係団体等への呼びかけをお願いしたい。

（詳細については、日本社会事業大学ホームページ「リカレント講座」※を参照。）

※ URL：<http://www.jcsw.ac.jp/faculty/s-daigakuin/recurrent/index.html>

## 第2 外国人介護人材の受入れについて

### 1 EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて

#### ア EPA 介護福祉士候補者に対する学習支援

インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から、これまで2,777人の介護福祉士候補者（以下「EPA 介護福祉士候補者」という。）を受け入れ、440名が資格を取得している。（平成29年1月1日現在）

これらEPA 介護福祉士候補者は、各地の介護施設等において就労しながら、国家試験合格を目指しており、意欲と能力のある者が、一人でも多く介護福祉士国家試験に合格できるよう、次に掲げる様々な支援を行っている。

#### (i) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

受入れ施設が行うEPA 介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門学習、学習環境の整備のための経費について補助を行う（定額：候補者1人当たり年間23.5万円以内）。

また、受入れ施設の研修担当者の活動に対する経費について補助を行う（定額：1受入れ施設当たり8.0万円以内）。

更に、平成28年度介護福祉士国家試験から、試験科目に医療的ケアが定められたことを踏まえ、平成29年度から、入国2年目以降のEPA 介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に係る経費について補助を行う（定額：候補者1人当たり年間9.5万円以内）。

#### (ii) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入れ施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識・技術等を学ぶ集合研修、入国2年目以降のEPA 介護福祉士候補者に対する通信添削指導や、介護福祉士国家試験に合格できずに帰国した者に対する模擬試験の実施等の再チャレンジ支援を行っている。

なお、本事業については、厚生労働省の委託事業として実施しており、実施主

体については、公募の手続きを行い選定することとしている。

#### イ 平成 29 年度の受入れスケジュール

平成 29 年度入国においては、インドネシア、フィリピン、ベトナム、それぞれ最大 300 人の受入れ枠となっており、受入れ調整機関である（公社）国際厚生事業団において、受入れ施設の募集及び受入れ施設と EPA 介護福祉士候補者とのマッチング等を行った。

今後、EPA 介護福祉士候補者は、母国での日本語研修を経て、平成 29 年 6 月頃入国し、訪日後日本語研修を受講する予定である。

#### ウ EPA 介護福祉士の就労範囲への訪問系サービスの追加について

EPA 介護福祉士の更なる活躍を促進する観点から、日本の生活様式を含めた研修等を実施するなどの事業者への留意事項の通知（※）の発出を行った上で、告示の改正を行い、EPA 介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加する。施行日は、4 月 1 日を予定している。

※ 「E P A介護福祉士が訪問系サービスを提供するに当たって受入れ機関等が留意すべき事項について」（平成 29 年 1 月 12 日職発 0 1 1 2 第 4 号、社援発 0 1 1 2 第 4 号、老発 0 1 1 2 第 4 号、厚生労働省職業安定局長、社会・援護局長、老健局長通知）

## 2 介護福祉士資格を取得した留学生への在留資格付与について

介護福祉士の国家資格を取得した留学生の在留資格「介護」を創設する「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」が平成 28 年 11 月 18 日に成立し、同月 28 日に公布された。施行日は、「公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日」とされている。

また、円滑に留学生を受け入れられるよう、介護福祉士養成施設における外国人の留学生を受け入れる場合の取扱について通知（※）を発出した。各都道府県におかれては、以下の内容を御了知の上、適切な指導をお願いしたい。

① 介護福祉士学校で留学生を受け入れる際は、責任を持って在籍の管理を行うとともに

に、留学生の日常生活に関して、十分な支援や指導を行えるよう、必要な体制を整備すること。

② 留学生の受入れに際しては、在留資格について確認するとともに、次の事項に留意が必要であること。

ア 留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。

イ 奨学資金については、資格取得後の特定の施設等での勤務をあらかじめ義務付けるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択に委ねること。

ウ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。

※ 「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」  
(平成 20 年 3 月 28 日社援発 0328001 号厚生労働省社会・援護局長通知)

「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」(平成 20 年 3 月 28 日 19 文科高第 918 号、社援発第 0328002 号、文部科学省高等教育局長、厚生労働省社会・援護局長通知)

今後、法務省令が改正(介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士の国家資格を取得した留学生に限定する。)予定である。

### 3 技能実習制度への介護職種の追加について

技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進を図ることを目的とする「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が平成 28 年 11 月 18 日に成立し、同月 28 日に公布された。施行日は、「公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」こととされている。

今後、「産業競争力の強化に関する実行計画」(2015 年版(平成 27 年 2 月 10 日閣議決定)等)に基づき、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習法の施行に併せて、技能実習制度の対象職種への介護職種の追加を行う。